

2 景観形成基準の適用に関する特例／良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

届出対象行為に対して景観形成基準を適用するにあたり、次の特例を設けます。

基準の適用に関する特例

- 届出対象行為のうち、当該行為の計画敷地が存する地域の良好な景観形成に支障がないと市長が認めたものについては、その範囲内において、景観形成基準を適用しない。ただし、この特例の適用にあたっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して市長が設置した景観審議会審査部会の意見を聞かなければならない。また、市長が特例を認めるにあたっては、地域の良好な景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス等の材料によって仕上げられた部分については、景観形成基準のうち「建築物の壁面・屋根の色彩」の項目、「工作物の色彩」の項目に定める基準を適用しない。